

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月23日（水）午後3時00分から午後4時52分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員（10人）

会長	1番	星山 隆啓
会長職務代理者	2番	山本 光雄
委員	3番	日下 正人
	4番	笠井 博美
	5番	國原 和彦
	6番	長江 操
	7番	大西 克史
	8番	森本 允補
	9番	大仲 香織
	10番	松長 護
農地利用最適化 推進委員（3人）	高樋地区	11番 河原 功
	嵯峨地区	12番 大岩 和久
	宮前東地区	13番 池田 吉信

4. 欠席委員（1人） 宮前西地区 14番 中野 實

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 3号 非農地証明願について

議案第 4号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について

報告第 1号 農地法第4条許可に伴う工事完了証明願

6. 農業委員会事務局職員

書記 池上 美紗子

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、平成31年1月総会を開会いたします。
事務局長の山本ですが、本日は県外出張のため欠席しております。
また、中野實推進委員も本日諸用により欠席しております。
では、はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
事務局 ありがとうございました。
本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。
それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)
それでは、9番 大仲香織委員、10番 松長護委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上 美紗子さんを指名いたします。
それでは、日程第3の議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。
事務局より、議案第1号の朗読と説明をお願いします。
事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案2件でございます。議案第1号は、地権者から賃借人に直接権利を設定する件が2件です。
佐那河内村長より平成31年1月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の新規の計画が1件、再設定の計画が1件で、面積は、1,685 m²です。
【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]14番1、現況 畑、376 m²、借賃は、10aあたり 11,128 円、[REDACTED]15番、現況 畑、522 m²で、借賃は、10aあたり 11,142 円であり、2筆で 10,000 円になります。利用目的はすだちです。始期は平成31年2月1日から終期は平成36年1月31日の5年契約です。貸付人と借受人は、先月利用権の更新を予定しておりましたが、利用権を設定していた地番に誤りがあったため、平成30年12月26日付で利用権設定申請の取消願が提出され、今回正

しい地番での新規設定という形になっております。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

私の方から説明いたします。場所は地図の1ページをご覧下さい。貸付人の南の一段上がったところに申請地の■14-1、15があり、そこを借受人が借りて耕作しており、すだちを栽培しております。

前回貸付人の家の北側の畠を2筆を契約していたようですが、契約の場所が間違っていたとのことで今回訂正しての14-1と15を設定しました。以上です。何かご質問はありますか。

8番 だいぶ荒らしているのですか。

議長 いえ、きれいにというか普通に管理されています。毎年収穫もされているようです。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■73、現況 畠、787m²で、利用目的はねぎです。借賃については、10aあたり50,826円であり、1筆で40,000円になります。始期は平成31年2月1日から終期は平成36年1月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

これも、私の方から説明いたします。場所は、同じ1ページで大黒の橋があるのでそこを渡って、まっすぐ進んではとんどつきあたり、平地の所を突き当たった一番奥です。その右手側です。ねぎのハウスが2棟あります。現在それを借受人が栽培して、きれいに管理して出荷しております。特に問題はないかと思います。なにかご質問等ありますか。

(質問なし)

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第2号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第2号の農地法第3条第1項の規

定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[REDACTED]

さんで、申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]

[REDACTED] 85番2、現況 畑、16m²、[REDACTED] 85番3、現況 畑、82
m²です。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

9番 場所は、資料の2の9ページ。少しわかりにくいのですが、旧道の道を神山方面に進んで、徳バスの仁井田東の停留所があるところを右に曲がって登って行ったら仁井田神社があってそのすぐ北側の農地になります。譲受人と譲渡人は親戚にあたります。譲受人の旦那さんがおととしなくなりまして、旦那さんがこの畠を所有していたのですが、ほとんど耕作して無く、置いてあって、今は草ばえになってます。生前、竹とかが生えてきてるのを手入れするくらいだったのですが、今回、譲受人が引き継いで整地して、時間は少し掛かるかもしれません、すだちを、周りの農家さんで作っているところもあるので、栽培したいと考えているとのことでした。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

13番 ここ狭くないですか。

9番 狹いです。細長くて、すだち5本か10本植わったら良い方ですね。

議長 2人は親子なのですか。

9番 いえ、親戚です。おばにあたります。

議長 それで、相続ではなく贈与なのですね。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 异議がないと認めますので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を、議案に供します。

事務局より、議案第3号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。非農地証明願が1件ありましたのでご説明いたします。

申請人の住所、氏名は[REDACTED]さんで、申請地の所在地は、[REDACTED] 48番1、登記地目 畑、56m²です。添付されている位置図をご覧下さい。

今回申請地となるのは中央運動公園の下、テニスコートが出来ている所になります。非農地化した理由としては、平成4年当時佐那河内村役場が不

動産賃貸借契約を結び、高齢者等ふれあいグランドの一部になり、その後も農地法による手続きが行われることなく今日に至ったとのことです。農用地区域外の土地であり、また、転用行為が行われてから20年以上経過していることについては、添付しています資料の6不動産賃貸借変更契約書及び平成4年度佐那河内村事務報告書にて確認をしております。なお、契約書及び事務報告書の記載は[]48番になっておりますが、土地の登記事項証明書にて平成8年及び平成10年に分筆し、現在の48番1、地積5.6m²で登記されており、高齢者等ふれあいグラウンドの一部に相違ありません。説明は以上です。

- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 2番 以上の説明で、補足は特にありません。
- 議長 48番の5が防火水槽があるあたりですか。
- 事務局 はい、48番5は防火水槽のあたりになって、48番1は、そのまわりの桜が植林されているあたりと、グラウンドの一部に入っているところになると思います。
- 議長 グラウンドの所は地目変更していないのですか。
- 事務局 そのままです。現況は変更されているのですが、登記地目はそのままです。今回土地の贈与にあたって地目を変更する必要があり、今回の申請になっております。
- 議長 48-1はグラウンドの一部で切れているのですか。
- 2番 さくらの一部もかかっていますね。公図では位置がよくわからないですね。
- 議長 48-2は別の人ですか。
- 事務局 48-2も申請人です。48-2もこのグラウンドの一部です。
- 2番 ここは申請しなくてもいいのですか。
- 事務局 今回48-1、48-2はどちらも現況は変更されており、農地台帳からは除外されていました。48-2については確かに地目は山林だったため、証明は不要とのことでした。
- 議長 今回この土地は、村の所有地になったりするのですか。
- 事務局 いえ、息子さんへの贈与を行うのに、地目が畑のままの場合、農業委員会の3条の許可がいると来られたのですが。所有者を変更するには、もう農地ではないので、非農地証明という形になります。
- 議長 もう、農地ではないから3条ではないですね。
- 議長 それでは、議案第3号について、非農地証明書を発行することに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、議案第3号について、非農地証明書を発行いたします。
- 次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について」を、議案に供します。

事務局より、議案第4号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。佐那河内村長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見を求められています。農用地区域からの除外の案件が4件となっています。

整理番号1の土地所有者及び転用者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。除外する字、地番は、[REDACTED]20番1、現況山林、69m²、[REDACTED]20番2、現況山林、89m²、[REDACTED]1番214、現況山林、721m²、[REDACTED]24番3、現況雑種地、107m²、除外理由は[REDACTED]の2筆については、20年程前から耕作放棄しており、山林化しているためで、[REDACTED]の農地についても、条件不利地で耕作を続けていくことが困難であるためです。[REDACTED]24番につきましては、既存の駐車場だけでは不足していたため、平成25年頃から個人の駐車場として利用しているとのことで、現在に至るまで農地法の手続きを失念していましたのことです

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

5番 別段ありません。この件と場所については、今までの審議で何度も足をはこんで確認しておりますので。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

2番 これって、台帳に田、畠でのついて除外というのはわかるのですが、地目山林で除外というのは農業委員会にかける必要はあるのですか。

事務局 佐那河内村の農業振興整備計画というのがありまして、地目は山林でもその計画の農用地区域に入っている場合は、除外の手続きは必要になります。多分ですが、中山間か何かの制度に加入するにあたって、農用地に編入したのではないかと思われるのですが、本来はそのときに地目変更もしておくれべきだと思うのですが、それが出来ていない状態だったようです。

議長 除外と非農地証明は何が違うんでしたかね。

事務局 【農業振興整備計画の変更についての説明及び、非農地証明、非農地通知についての説明。】

議長 わかりました。それでは、整理番号1についてご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号2について事務局より説明をお願いします。

整理番号2の土地所有者及び転用者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。除外する字、地番は、[REDACTED]34番、現況山林、76m²、[REDACTED]159番1、現況雑種地、6.61m²、[REDACTED]170番、現況山林、29m²、[REDACTED]174番2、現況山林、33m²、[REDACTED]181番1、現況山林、462m²、除外理由は所有地の一部が耕作放棄等で耕作されておらず、非農地証明願の申請を予定しているためです。以上です。

- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 9番 資料の1番後ろから2枚目のページになります。まずは、■の34番、159番1、170番、174番2についてですが、府能のバスの回転場が昔あった場所の上に、旧の府能トンネルに向かって行く途中の南側の山の斜面、上の方になると、道路ぶちで、159番1の上に家があって、■さんの家になるのですが、入り口がせまくて一部車の回転場みたいになつて、セメントうつてます。159の1の東側につきましては、小さなパイプハウスみたいなを作つて、長年資材置場として使つてゐる状態です。174の2は、旧道のすぐ下ですが、雑木林になつてます。170と34につきましては、途中まで行く道はついてゐるのですが、途中から道は無く、もう山になつてます。181は山の斜面になつてまして、ものすごく急な斜面で山林になつています。以上です。
- 議長 どのくらいの期間されてないですかね。
- 9番 もうだいぶ長い期間ですね。山になつてます。
- 議長 それでは、整理番号2についてご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
- 続いて、整理番号3について事務局より説明をお願いします。
- 整理番号3の土地所有者及び転用者の住所、氏名は、■さんです。除外する字、地番は、■53番1、現況田、除外理由は太陽光パネルの設置をするためで、除外後は転用の申請を予定しています。以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 2番 場所につきましては、テニス場の北側になります。登記地目は田になつてますが、長らく資材置場になつてゐたところです。おそらくはその時に申請しておくべきだったと思うのですが。
- 13番 一度畠に戻してましたよ。その後建設会社の残土を捨ててだいぶ土地が高くなつてます。
- 2番 そうですか。まあ、本来であればその当時に除外の申請等しておくべきだった案件だと思いますが。今回、除外の申請が出て、この後もう一回太陽光パネルの転用の申請ができるんでしょうね。
- 事務局 はい、転用の申請を予定しています。
- 2番 なので、今太陽光がどうかというのを置いておいてですが、資材置場になつてももう20年くらいは経つてるので、とりあえず除外についてはもう現状もあのような状態なので問題はないかと思うのですが、皆さんのご判断をお願いします。新聞の件もありますので。
- 議長 これは■さんの家にかかるないのでですか。
- 2番 この地図よりもう少し西の方になるので、■さんの家の境界にはかか

らないと思います。

8 番 陽はちゃんとあたるんですかね。

議 長 隣のゲートボール場の所には桜も植わってますしね。

2 番 太陽光の適地かどうかはわかりません。

12 番 [REDACTED] の土場だったところなんですよね。

2 番 そうですね。これ、経費がだいぶかかる氣がするんですが、ご自分でされるような話なので、よくはわかりませんが。

議 長 佐那河内で業者が土地を借りてするような適地は少ないですからね。

一応、1種農地でないので、除外は問題ないですよね。

事務局 はい。今回は第2種農地になりますので、除外は可能です。農用地区域は基本的には農業を守るべき区域ではあります。

【第1種農地と新聞の内容について説明】

13 番 ここは、農地には戻せないでしょう。

2 番 難しいんですけどね、畑に戻せないことはないですが。田には無理ですけど。まあ、まわりがどんどん農業している所なら別ですが、今回は除外するには問題はないかと思いますが。

8 番 今は荒れ地ですか。

2 番 荒れ地ではないですが、まあ、資材置場というか。

13 番 今はもうないけど、1、2年の話ですね。廃業されて。資材置場は20年以上前くらいから。

10 番 草は1度くらい刈ってるんではないですか。

議 長 村が住宅にでもすればいいのに。

5 番 太陽光パネルって、あれは何か申請するんでしょう。農業委員会の審査にかけたと同時に太陽光の経産省への申請が、あったら、もうそのひとつはアウトだったといってましたね。農業委員会に資材置場にするとかでかけるときに申請がない人については一切上がっていない。農業委員会に許可申請をあげている時点でもう許可をもらっているような人は完全アウトで。それは、だましになるので。

議 長 今日の資料にも何かありましたね。

事務局 一応、これ説明しておきましょうか。【除外の5要件について説明】

2 番 これって、だけど利用目的が太陽光パネルを作ると打ち出して申請があがって、きたものを除外したとなると、農業委員会が太陽光パネル作っても構わないよという許可をしたようになりますね。

事務局 そうですね。周りの農地とかそういう、農業的に与える影響がないのであれば

2 番 でも、それならばまわりの家の人の了解とかとつといてもらってからでないと、農業委員会が許可したから太陽光パネルができたと言われるんではないですかね。

8 番 それは、そういうことになりますよね。

13 番 でも設置するのにまた許可がいるでしょう。

- 2 番 けど、今日の段階で太陽光パネルをつくりますと申請が上がってきてるので、周りの■さんや■さんや皆さんに、太陽光パネルを作っても良いですかと了解を得ておいて貰わないと、本人は、太陽光パネルを作るつもりで申請して、農業委員会の許可をもらったから作ってもないでしょう、といった話になつたら今度問題になつた時にどうして農業委員会は許可したんだとこっちに言ってこられてしまうのではないかね。
- 8 番 そういうことですね。
- 5 番 前例はないですか。
- 事務局 前例は、太陽光パネルは何件か通しているとは思います。
- 議長 そのときには周りに家などないようなところです。
- 2 番 それに、あの場所はちょうど太陽光の照り返しの反射光が■さんの家にちょうどいきそうな感じなんですよ。素人で見た時に。テニスしている子たちもまぶしいと思いますよ。上ならまだしも一段下がつたところなんで、思いっきり跳ね返りがいきそうな気がするんですよね。そんなん文句をいってこられても対応できませんしね。
- 事務局 いえ、あくまでもここで審査すべきなのは、農地法の範囲で、近隣の農地や農業にあたえる影響だけなので
- 議長 このあたりの書類がいるのではないかと思います。（農林第1375号通知、別紙書類、転用事業の確実性の確認）再生可能エネルギー発電事業計画の認定（申請中のものも含む）の有無についてとかこんな書類がいるんじゃないかなと思いますが。
- 事務局 今回の通知は、除外申請締め切り後の通知でしたので、添付書類としては提出してもらっておりません。
- 議長 今日ちょっと調べていたのですが、こういう書類がいるのではないかと思うのですが。太陽光パネルを作りますよという許可をもらった書類というがないと認可できないのではないかと思うんですが。
- 事務局 ちょっと確認してきましょうか。
- 議長 聞いてみないとわからないですね。すぐ確認できますか。
- 13番 これはおいておいた方がいいんではないですか。許可せずに。
- 議長 そんなに慌ててはいないでしょうし。
- 2 番 転用の時には、周辺に与える影響がとか書くところがありますが、この除外の様式にはないので仕方ないですが。
- 事務局 周辺に与える影響というのは、あくまで宅地というのではなく、周辺農地に与える影響ということなので、宅地に迷惑がかかるかもしれないということを、今回の除外の審査項目にいれるかというのはちょっと難しいかと。あくまでもここで審査できるのは、農業に与える影響になりますので。
- 2 番 農業委員会の審議ではないのかもしれないですが、太陽光パネル設置するにあたっての制約があるのではないかと思います。
- 議長 電力会社が買い取りしてくれなかつたら出来ないということになるんじやないですか。再生エネルギーの買い取りの申請をあげて許可を貰えていな

- かつたら。これは、ちょっと詳しくいるのではないかですか。
- 8 番 これは、再審議ですね。
- 2 番 まあ、除外については問題ありませんというのであれば、除外については通すのでもいいかと思いますが。
- 事務局 次の議案もありますので、ちょっと一旦休憩を挟ませて頂いて、県に確認してきてもよろしいでしょうか。
- 議 長 はい。よろしいでしょうか。
- 【小休憩 15：55～16：05】
- 事務局 県に確認してきたのですが、今回説明しようとしたこちらの資料（農林第1375号通知）については、上物がない転用、駐車場や資材置場にするための申請にそれが確実にその用途にされるということを確認するために必要な書類になっておりますので、今回の太陽光パネルの設置について、第2種農地に作るといった申請の場合は、農地に影響をあたえないかどうかと、あとは、太陽光パネル設置の確実性というのも審査項目に含まれるということで、今回もし除外が通ったとしても、おっしゃってたように近隣住民に反対があって、太陽光パネルをつくるのが取りやめになりました。という可能性があるのであれば、そこが確認できていないということで、今回落として次回の除外に申請して貰うか、保留にして次回の総会の時にもう一度審査するかというふうになるようです。どちらになるかは、事務局長とも相談してになりますが。
- 議 長 最終的には、農業委員会が転用の許可を出すようになるんですよね。
- 事務局 許可自体は、県の権限になります。意見という形で審査はしますが。
- 議 長 責任は、県になると思いますが、県はそんなに詳しく審査はしないでしょう。
- 事務局 許可の責任は県ですが、もう一度審議の場はあります。再生可能エネルギーの発電事業計画の認定の有無については、資材置場を予定している場合であれば、もし許可がおりていたら問題ですが、今回の様に太陽光パネルを設置するという場合は、認定がおりていれば、逆に確実に実行されるという判断において重要な書類になってくるのかなとも思いますが。
- 議 長 では、今回は保留ということで考えてみましょうか。
- 8 番 そうですね。保留ですね。
- 議 長 それでは、整理番号3について、保留ということでご異議ございませんか。
(異議なし)
- 異議がないと認めますので、整理番号3は保留といたします。
- 続いて、整理番号4について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 次の議案につきましては、企画政策課の安藝課長より詳しく説明があるとのことですので、呼んで参ります。
- 【事務局退室。安藝課長とともにに入室】
- 事務局 それでは、整理番号4について説明いたします。整理番号4の土地所有者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。転用者は、本

社所在地 [REDACTED]

[REDACTED] さんで、除外する字、地番は、[REDACTED] 43番1、現況 畑、1,625m²、こちらは、公簿面積は 261m²になっており、実際の除外面積の方が大きくなっていますので、実測の除外予定面積を記載しております。転用は[REDACTED] 43番1の一部ということで、一部除外となっております。もう一筆が[REDACTED] 43番2、現況 畑、1,299m²、こちらは1筆全部除外の予定ですので、公簿面積で記載しております。除外理由は農産物加工施設及び駐車場です。こちらの施設については、県に現在、地域再生法に基づく地域農林水産業振興整備計画を提出しており、許可される見込みとなっております。計画が承認された場合、地域再生法第17条37第2項の農地転用の特例により、農地法第5条第1項の許可があったものとみなされ、農地転用の申請手続きは不要となります。詳しい事業の内容等については、企画課長の安藝参事より説明があります。

議 長 それでは、質疑に入ります。

企画政策課の安藝課長より詳しい説明をお願いします。

安藝課長 はい。役場企画政策課の安藝と申します。よろしくお願ひいたします。今回、除外の申請をお願いしているところにつきましては、先程事務局からも説明がありましたとおり、[REDACTED] の2筆になります。資料をどこまで用意させてもらおうかと思ったんですが、3枚綴じで1枚めくって頂きました、[REDACTED] の概要を載せさせていただきました。

(産業環境課より内線電話、事務局対応)

本社は東京都の方になりますて、主に柚の香りのするスキンケア化粧品がメインの商品となっております。最近は柚の香りのするスキンケア用品が人気ということで、業績は伸ばしているようです。そもそも、柑橘類といいますと、四国。中でも佐那河内村はスダチが有名なところということで、こちらの会社としては、スダチの香りのするスキンケア化粧品を作りたい。開発したいと。そして、今まで作っている柚の香りのするスキンケア化粧品も製造したいということで、佐那河内村の環境をとても気に入られて、村としても、工場の誘致の推進はさせて頂いております。

で、1枚目がこの会社の概要でございます。1枚めくって頂いて、2枚目の航空写真がありますが、先程申しました、[REDACTED] 43番2。赤マジックで、左側の所なんですが、場所は根郷集会所の横を南の方に入りまして、御間都さんのちょっと下あたりです。この写真に写っている畑、田、ため池等が写っていますが、ほとんど[REDACTED] さん、亡くなられましたが、[REDACTED] さんの土地で、15,000m²あります。この赤で囲ってあります、左側の43の2が施設。工場は水は1日5t。マックスで5tまでしか使わないし、集落排水への流出も1日5t未満ということで、村としてもその水量なりであれば大丈夫であると思っております。嵯峨水道の関係者の皆様であるとか、地元の4常会の皆様には説明会をしたところなんですが、

43の2を工場の敷地、そして、工場というのも、精油をとるだけなので、せっけんとかそうゆうのの加工施設というイメージではありません。精油を蒸留するための釜が1tのバッチが2つ据えられるというのは聞いております。あとは、研究施設、研究施設といつても聞くところによりますと、マーマレードやジャムやジュースあたりを開発していくって、ここにはファクトリーショップ、店屋が出来て、カフェのスペースも作りたいと。工場といつても大きな工場というイメージではありません。会社が言うには、ここに人を集めてきて、このまわりの15,000m²の畠を体験農園のような形で、最終的には数年後には農業法人を設立して、自分のところの柚やスダチを植えて、そこで生産をして、という風におっしゃっていました。結構交流事業の方に力を入れられているようで、農業関係者の皆様のご協力を今後願いながら、村のブランド力を高めていけたらと思っております。この43番1につきましては、マジックで塗ってあるところが駐車場です。農林水産業振興整備計画なんですが、今出しておりまして、概ね、といいますか、もう知事の承認はいただけるかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長
13番
事務局
ありがとうございます。ただ今、説明がありましたがいかがでしょうか。これは、県の許可がでたら、ごっちの許可はいらないんじゃないですか。5条の許可については、県に地域再生計画が承認されれば不要になります。農振農用地区域から除外するの手続きは必要になってくるんですが。

議長
安藝課長
柚の皮はやっぱり、農協からうけるんですか。
柚の皮は引き合いがあって、原材料の調達はむずかしいそうです。ここでのこった約13,000m²の農地は農地として借り上げするんですが、そこで柚の栽培を増やしていきたいという話です。
それと、ここは最後まで製造しないので、1tのバッチということはそんなに大量な材料は要らないと思うんですが。

11番
先程、地元の4常会に説明済みとのことでしたが、これは根郷を中心の4常会ということですか。

安藝課長
はい。中津・中浦・日浦・尾端です。

7番
土地は借りるんですか。

安藝課長
この除外のぶんは、宅地に変えてから、購入です。残りの部分については、農地のまま借受けの予定です。

11番
たくさんの方々を抱えているようですが、研究開発ということは地元の人間では難しいかと思いますが。地元雇用は少しはあるのですか。

安藝課長
はい。具体的には23人と聞いております。23名の中には、シルバーさんを雇って果樹の世話をとか。当然技術的な研究員となると、本社から呼び寄せてとなるかと思いますが。徳島の工業技術センターと大学と一緒に研究していく、どのくらいの研究かというと、調理室に毛が生えた程度と思っていてくださいとのことでした。

研究開発ということで、薬剤を利用したりというのも村は、下水の管理者

ということで検査なりしていこうと思っておりまして、地元の方でもそれを心配されている方もいるのですが、そこは心配の無いように対応していきたいと思っております。

6 番 排水はどうするのですか。

安藝課長 集落排水です。以前はもっと大きな工場施設を村内で予定していたんですが、それは排水量が500tということで、それは村の集落排水で受けるのは不可能だということで、実は1回撤退していたのですが、やっぱり佐那河内がいいと、空港から1時間、県庁から20分、こんな立地はないと可能性を見られていました、佐那河内でやりたいと。交流事業とカフェとか農業体験的な計画を会社で立てて、工場も製油まで窯で蒸留してエッセンスをとるだけということで、今年の4月5月あたりに話をまた聞いたんです。

4 番 しづりかすはでるんですか。

安藝課長 残渣はでます。皮を絞って油をとるんですが、どうしても絞りかすはでますが、それは業者に引き取ってもらうということです。

議 長 道はある程度、きれいになるんですか。

安藝課長 工場まで行くところ100mくらいは村道なので、多少の拡幅はしようともっているのですが、あとはもう会社で。

5 番 いつごろから事業開始するんですか。

安藝課長 今年収穫した分のゆずから試してみたいとのことなので、7月8月くらいから造成にかかり初めてだいたい32年の9月くらいからかなと思います。

5 番 水は水道水やね。

安藝課長 嵐山の水道をもらう予定にしています。地元の方には、説明もさせてもらったんですが、途中で配水タンクも整備して、一気に水が流れないように。

4 番 こんな話、広報とかにものってなかつたように思うんですがね。

安藝課長 地元の方にとりあえずというので、7月くらいに地元の方に説明して、国や県の方にも申請上げていかなくてはいけなかったので、進めていってはいたんですけども。心配されている方もいるので、近隣のかたとかそのあたり。でも一番は■さんなので、■さんが急に亡くなられたというのもあってその間事務はストップせざるを得なかつたんですが。

4 番 新しい施設ができるのはいいことだと思いますが、皆さんに周知をはかりながら進めていって貰えたらと思います。

議 長 数少ない誘致企業ですね、村の。

9 番 材料の確保とかはきまっているんですか。

安藝課長 ある程度は。佐那河内で柚確保したいので村の人に植えてほしいとは言っていました。今工場は山梨県と東京の墨田区にもあります。割と増産をしていて、さっき言っていたような500tレベルの工場の場所も探しているとのことなのですが、ここでは、研究開発と農村体験施設を行うということなので、ここで採算は考えていませんとのことでした。

4 番 スダチのスキンケアを行うんですか。

- 安藝課長 今それを研究中ということで、スダチのかおりは飛びやすいということではなかなか化粧品においを留めておくのが難しいそうです。ゆずはフランス、中国でかなり売れているようで、売上もだいぶあがっているようです。
- 9 番 少し聞いたのですが、木頭の黄金の村というところでもゆずのスキンケア関係をやっていて、それが1kgあたり破格の1500円で買ってくれるというのをきいたのですが、そういった農家が儲かる仕組みみたいのはあるんですか。高く買ってくれるのか、それとも農協の加工とかわらないのか。それによって、作ろうかなとなってくると思うので。柚を作るのを頼むのであれば、いくらぐらいもうかるという指標があると皆さん引き受けやすいかなと思うのですが。
- 13番 皮でいくのであれば、量はたいしたことないと思いますよ。
- 議長 とりあえず扱う量としては少ないのでしょう。
- 安藝課長 少ないです。1日に1t、2tをシーズンの2ヶ月としても120tなので。なので、ほんとはもっと大きな工場を思っていたみたいなんですが。今の話は、説明会では5円10円高く買いますとは言つてたみたいですが、ただキロ1500円とかいうのは、ちょっと。
- 2 番 それは多分酢ですね。実生のすごくかおりのいい柚子があるんですよ。見た目は汚いのですが、かおりは抜群にいいらしいです。そういう分だと思いますよ。でないと、なかなかキロ1500円は。
- 議長 多少は買ってくれるでしょうが、ゆくゆくは自前でする予定なんですね。
- 安藝課長 そうですね。
- 2 番 申請者の土地でいつになるかはわからないけど、自分の所で柚を植えてする予定なんでしょう。量はしれていますが、かもしれません。
- 安藝課長 材料の確保というか、産地の確保という感じです。
- 2 番 けど、皮で1tというと大きいですよ。玉でだとはやいですが。中身なしの皮だけとなったらだいぶいるでしょう。最近は皮がよく売れてるので、それで、なかなか手に入りにくいくらいって言ってたのだと思いますよ。今は農産工場の皮では恐らくなかなか調達できないでしょう。
- 8 番 なので、できれば農家から契約するような仕組みをね。これだけ植えてください。これだけで買いますからというのをね。農協関係なく、直営でもね。やっぱり儲かったら皆どんどん出すと思います。
- 9 番 木を植えて、収穫できるようになるまでに5年くらいはかかりますからね。
- 12番 航空写真のこの部分はなんですか。
- 安藝課長 これは田ですね。写真でためがあるので想像つくと思うのですが、だいぶふけ田です。水がもれていますので、もう何も作っていないです。
- 11番 今は寂れていますけど、昔はこの辺が村の水田の中心地だったんでしょう。このためはどうするのですか。
- 安藝課長 このためはそのまま残します。景観で、観光農園的なものも考えられていくので。
- 議長 いかがですか。それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、異議がありませんので、整理番号4の議案は許可相当として、佐那河内村長に意見を送付いたします。

【安藝課長 退室】

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 先程の除外の審査のことなのですが、安藝課長の説明中にもう一度県から折り返しの連絡があったのですが、やはり農業委員会で審査するのは、農地に関すること、農地法に関することだけであって、近隣の宅地の方から反対があつて、もし達成できないということがあってもそれは農業委員会の審査の範囲ではないそうです。あと、FITの認定の有無についても、あれば確実性が見込めるので良いというのであって、必須書類というわけではないそうです。という連絡があつた旨、お伝えいたします。

議長 先程の件、どういたしましょうか。とりあえず、保留で次回まで考える期間を作りますか。

2番 1つ、太陽光パネルを確実にするかどうかの本人の確約がいるんでしょう。それが一番なんでしょう、やっぱり。

13番 この場合って、うちから許可が出なくで頓挫した場合でも、非農地にはできるんでしょう。うちが、許可してて、太陽光パネルが頓挫したという場合も。

事務局 もし今回、許可して転用の申請の段階で頓挫したとしても、元には戻せます。編入という手続きがありますので。また、農業委員会の審査で、農用地区域から除外しても問題の無い場所という判断には変わりないので、それでいくのでも良いとのことです。そして、ここで審査するのは、あくまで農業に影響がないかどうかです。

2番 じゃあ、別に今回保留にしなくても、許可でもいいのではないかですか。

事務局 周りの農地に影響がないのであれば問題が無い。確実性というのも必要なんですけれども、まわりの宅地からの苦情というのを見込んで不許可にするというのは、そういう審査ではないというのは言っていましたが。

議長 難しいところですね。田舎では、農業委員会なんで許可したのかという話になりますし。そういう苦情はどこへいっていったらいいものなんですかね。

事務局 それは、もう申請者個人の方との話し合いになるかと思うのですが。

議長 まあ、一度保留にして、考えてみましょうか。

事務局 審査項目とは、違うかもしれません。

議長 じっくり考えてみる期間をとったほうがいいでしょう。

(発言なし)

では、続いての報告事項をお願いします。

事務局 農地法第4条許可に伴う工事完了証明願が1件ございましたのでご報告します。工事完了証明願の申請がありましたら、現地確認を行い、会長名により工事の完了を証明し、証明書を法務局へ提出することにより農地から

転用できることになります。

農地法第4条許可に伴う工事完了証明の申請人の住所、氏名は、■■■■■さんで、土地の所在地については、■■■■■45番、登記地目 田、297m²、■■■■■46番、登記地目 田、571m²、■■■■■52番1、登記地目 田、899m²、■■■■■84番4、登記地目 宅地、224.29m²で、転用の目的は桜の植林となっております。平成29年10月26日付けで県から転用の許可を受け、平成30年1月12日に植林が完了、植林の場合は、植林後1年を経過した時点での完了証明願の提出が必要となりますので、平成31年1月18日付けで工事完了証明願の提出がありました。計画の変更無く植林は完了しており、証明願に係る添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成31年1月総会を開会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 大仲 香織

佐那河内村農業委員会委員 松長 譲